

1. 改定する預金規定

- (1) 定期預金規定
- ・定期預金規定（共通）
 - ・定期預金規定（共通）（個人用）
 - ・大口定期・スーパー定期規定（単利型）
 - ・スーパー定期規定（複利型）
 - ・変動金利定期預金規定（単利型）
 - ・変動金利定期預金規定（複利型）
 - ・期日指定定期預金規定
- (2) 積立定期預金規定
- ・積立定期預金規定
 - ・積立定期預金規定（個人用）
 - ・積立定期預金規定（期日指定定期預金型）
 - ・積立定期預金規定（期日指定定期預金型）（個人用）
 - ・積立定期預金「あったか夢物語」規定
 - ・積立定期預金「あったか夢物語」規定（個人用）
- (3) 定期積金規定
- ・定期積金規定
 - ・定期積金規定（個人用）
- (4) 財産形成預金規定
- ・財産形成定期預金規定（一般財形）
 - ・財産形成積立定期預金規定（一般財形）
 - ・財産形成年金預金規定
 - ・財産形成住宅預金規定

2. 文書比較

(1) 定期預金規定

- ・定期預金規定（共通）

変更前	変更後
1. ～5. (省略) 6. (預金の解約、書替継続) (追加) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書（通帳）と当行所定の（中略）当行本支店どこの店舗でも提出できることとします。 (以下省略)	1. ～5. (同左) 6. (預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書（通帳）と当行所定の（中略）当行本支店どこの店舗でも提出できることとします。</u> (以降項番を繰り下げ) (以下省略)

定期預金規定（共通）（個人用）も同様に変更する。

- ・大口定期・スーパー定期規定（単利型）

変更前	変更後
1. (利息) (1)～(3) (省略) (4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、（中略）【期限前解約利率表】の割合を乗じて得た利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下省略)	1. (利息) (1)～(3) (同左) (4) <u>この預金を上記共通規定の6. (1)により満期日前に解約する場合には、（中略）【期限前解約利率表】の割合を乗じて得た利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> (以下省略)

スーパー定期規定（複利型）、変動金利定期預金規定（単利型）、変動金利定期預金規定（複利型）、期日指定定期預金規定も同様に変更する。

(2) 積立定期預金規定

・積立定期預金規定

変更前	変更後
1.～4. (省略) 5. (利息) (1)、(2) (省略) (3) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、(中略) 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) (省略) 6. (預金の解約、書替継続) (追加) この預金を解約または書替継続するときは、通帳と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店に提出してください。 (以下省略)	1.～4. (同左) 5. (利息) (1)～(2) (同左) (3) <u>この預金を6. (1)により満期日前に解約する場合、(中略) 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。</u> (4) (同左) 6. (預金の解約、書替継続) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>(2)この預金を解約または書替継続するときは、通帳と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店に提出してください。</u> (以下省略)

積立定期預金規定(個人用)、積立定期預金規定(期日指定定期預金型)、積立定期預金規定(期日指定定期預金型)(個人用)、積立定期預金「あったか夢物語」規定、積立定期預金「あったか夢物語」規定(個人用)も同様に変更する。

(3) 定期積金規定

・定期積金規定

変更前	変更後
1.～5. (省略) 6. (給付補填金等の計算) (1)、(2)①② (省略) ③ 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約するとき(中略) この積金の積立金残高相当額とともに支払います。 ④ (省略) 7.～9. (省略) 10. (解約) (追加) (1) この積金を解約するときは、この通帳と当行所定の払戻請求書に(中略) 当行本支店どこの店舗でも提出できることとします。 (以下省略)	1.～5. (同左) 6. (給付補填金等の計算) (1)、(2)①② (同左) ③ <u>この積金を10. (1)により満期日前に解約するとき(中略) この積金の積立金残高相当額とともに支払います。</u> ④ (同左) 7.～9. (同左) 10. (解約) <u>(1)この積金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>(2)この積金を解約するときは、この通帳と当行所定の払戻請求書に(中略) 当行本支店どこの店舗でも提出できることとします。</u> (以降項番を繰り下げ) (以下省略)

定期積金規定(個人用)も同様に変更する。

(4) 財産形成預金規定

・財産形成定期預金規定（一般財形）

変更前	変更後
1. 2. (省略) 3. (利息) (1)～(5) (省略) (6) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約するとき（中略）1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (7) (省略) 4. (省略) 5. (預金の解約、書替継続) (追加) (1) この預金を解約または書替継続するときは、この契約の証と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店へ提出してください。 (以下省略)	1. 2. (同左) 3. (利息) (1)～(5) (同左) (6) <u>この預金を 5. (1)により満期日前に解約するとき</u> （中略）1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (7) (同左) 4. (同左) 5. (預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、この契約の証と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店へ提出してください。</u> (以降項番を繰り下げ) (以下省略)

財産形成積立定期預金規定（一般財形）も同様に変更する。

・財産形成年金預金規定

変更前	変更後
1.～3. (省略) 4. (利息) (1)、(2) (省略) (3) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 (4) (省略) 5. (省略) 6. (預金の解約) (追加) (1) やむを得ない事由により、この預金を上記 3. による支払方法によらずに（中略）払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店へ提出してください。 (以下省略)	1.～3. (同左) 4. (利息) (1)、(2) (同左) (3) <u>この預金を 6. (1)により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u> (4) (同左) 5. (同左) 6. (預金の解約) <u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>(2) (1) やむを得ない事由により、この預金を上記 3. による支払方法によらずに（中略）払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店へ提出してください。</u> (以降項番を繰り下げ) (以下省略)

財産形成住宅預金規定も同様に変更する。

以上